

令和9年度 知夫里島島留学 選考要項

知夫村教育委員会

令和9年度における知夫里島島留学（以下、「島留学」という。）の島留学生の選考は、この要項の定めるところにより実施する。

第1 募 集

- (1) 島留学生の受け入れ定員は、継続性を含めた最大7名とする。
※ただし、必ずしも7名を島留学決定者にするとは限らない。
- (2) 募集人数は若干名とする。
- (3) 島留学期間は令和9年4月1日～令和10年3月31日とする。
- (4) 島留学は、原則一年契約となる。継続を希望する場合は、審査会を行い認められた場合のみ継続が可能。しかし、審査会で継続が難しいと判断された場合は、継続の希望が認められない場合もある。

第2 応募資格

- (1) 令和9年度4月時点で小学6年生～中学2年生の児童生徒
- (2) 保護者及び児童生徒が、令和7年度のオンライン説明会および島留学短期体験に参加していること。
- (3) 保護者及び児童生徒が、知夫村の離島特有の生活環境について理解していること。
- (4) 保護者及び児童生徒が、選考の結果について、いかなる結果が出たとしても受け入れられると約束できること。
- (5) 保護者及び児童生徒が、学校、寮及び教育委員会から、学習指導、生活指導が実施される場合があることを理解していること。
- (6) 保護者及び児童生徒が、新型コロナウイルス等感染症の対策については、学校、寮及び教育委員会の方針に従うと約束できること。
- (7) 児童生徒が、島留学期間中、知夫村に住民票を移し、知夫村民として過ごすことを約束できること。
- (8) 児童生徒が、親と離れていても、特段の理由がない限りは、知夫村立知夫小中学校に毎日通学し、きちんと学校生活を送ることができると約束できること。
- (9) 児童生徒が、寮生活のルールを守り、よりよい寮生活を他の島留学生と共に考え、「知夫里島島留学100の約束」※を積極的に実行できると約束できること。
- (10) 児童生徒が、島留学の活動を含む知夫村での教育活動に前向きにチャレンジできると約束できること。
- (11) 児童生徒が、教育委員会が指定する閉寮期間中は、親元に帰省すると約束できること。
- (12) 保護者が、教育委員会が指定する期日までに毎月の島留学費用等を納入すると約束できること（納入の遅延が常態化した場合には、教育委員会は島留学の契約を解除することができる）。
- (13) 学校生活・寮生活に不適応が発生した場合、適宜指導を行うが、場合によっては保護者に対応を依頼する場合がある。指導を受けても改善されない場合は、保護者に対し教育委員会が島留学契約の解除を通知する。これに対し、異議を唱えないと約束できること。また、保護者の言動についても同様に契約解除の対象とすることを理解していること。

※「知夫里島島留学100の約束」：この島でしかできない、島（のひと・もの・こと）に関わる、島留学生自身のやりたいこと。

第3 選考

1. 選考の目的

島留學生の選考の目的は、島留学を希望する児童生徒が島留学をする場合、本村の対応可能範囲も含めて、希望児童生徒が本当に豊かに島留學生生活を送ることができるかを判断するためのものである。また、限られた定員の中でより島に来て上記の要素が大きい児童生徒は誰かを判断するためのものである。

2. 選考の方法等

島留学を希望する児童生徒全員に対して、一次選考を課すものとし、一次選考通過者には、二次選考を課すものとする。その期日、時間、方法及び場所は、次の通りとする。

また、継続審査結果によっては追加募集をかける場合がある。その場合の一次選考（書類）提出期日等はホームページ上で公開する。

<一次選考（書類）>

- (1) 期日 令和8年11月27日（金）必着
- (2) 書類 ①通知表の写し 令和8年度1学期あるいは前期分、令和7年度1年分
②令和9年度 知夫里島島留学申込書
※申込書は、知夫村役場ホームページからダウンロードをすること
- (3) 送付先
〒684-0100
島根県隠岐郡知夫村1053番地1 知夫村教育委員会 宛
※結果通知：令和8年12月上旬までに結果を通知する。尚、選考結果の理由は開示しない。

<二次選考（面接・筆記）>

- (1) 期日 令和8年12月26日（土）
※フェリー運航状況により、本土開催の可能性有。
- (2) 時間 一次選考結果とともに通知予定
- (3) 場所 知夫小中学校内教室
〒684-0100
島根県隠岐郡知夫村1053-1
- (4) 内容 受付・説明、面接、筆記
※別途、保護者面談を実施いたします。
- (5) 提出書類
①令和8年度2学期分通知表の写し
※2期制の場合は提出不要
②健康調査表
※アレルギー体質の場合は、アレルギー検査を行い検査結果を提出。

3. 島留学決定者通知

令和8年1月中に、決定者通知を郵送する。尚、選考結果の理由は開示しない。

第4 合格決定及び取消し

島留学の合格決定後、留学希望者およびその保護者は、知夫村に対して「承諾書」を提出するものとする。なお、合格取消しに相当する事由があると認められた場合は、合格の決定を取り消す場合がある。

第5 問い合わせ先

知夫村教育委員会 担当：福山・米倉
〒684-0100 島根県隠岐郡知夫村1053番地1
TEL：08514-8-2301 FAX：08514-8-2302 E-mail：shimaryu@chibukyouiku.ed.jp